

選定要領

(明石市役所食堂運営事業者の公募)

1 選定方法について

適正な参加

申請のあった者(以下「参加者」という。)について、選定委員会においてプレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、運営事業予定者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日及び場所

未定(日時・場所については後日、日程調整を行います。)

・指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

(2) 審査対象となる書類

- ・企画提案書(別紙「企画提案書作成要領」参照)
- ・公共性(施策反映)評価提出書(別紙「公共性(施策反映)評価について」参照)

(3) 審査する内容

・上記(2)審査対象となる書類で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する(別紙「採点表(審査基準)参照」)。

(4) プレゼンテーション

- ・公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に記載された代表者が行うことを原則とする。
- ・会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて5名以内とする。
- ・1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安

→企画提案書等の説明 15分

→質疑応答 15分 合計30分とする。

(状況により時間が前後する場合があります)

・実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。ただし、パソコン等の機器については参加者において用意すること。

(6) 審査の方法

- ① 選定委員会が採点表(審査基準)をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を契約予定者として選定する。
- ② 最高得点者が複数ある場合は、くじにより受託予定者を選定する。
- ③ 審査委員全員の採点平均が60点未満の参加者は参加申込みを失格とする。

(7) 選定結果の通知

・2025年2月5日(水)(予定)に明石市ホームページに公表する。

(応募者多数の場合は、変更になる場合があります)

・選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。